

# 施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	環境生活部長 新田 英夫	電話番号	0852-22-5231
---------------------	--------------	------	--------------

## ①施策の目的等

施策の名称	<b>施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進</b>
目的	〇男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を發揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

## ②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	目標値	/	69.00	71.00	73.00	75.00	%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値	66.90	71.60	69.00	73.40			達成率	/						
	達成率	/	103.80	97.20	100.60				/						
	目標値	/					%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値							達成率	/						
	達成率	/							/						
定性目標	平成24年度～平成27年度														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	必要に応じて記載（任意記載）														

## ③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>〇固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は73.4%で23年度以降最も高く、目標値の73.0%も上回っている。また、内閣府が平成26年度に行った全国調査による数値（49.4%）をも大きく上回っている。特に、若年層における固定的な性別役割分担への意識はこの5年間で大きく改善された。</p> <p>〇県の審議会等全体における女性の参画率は40%を維持しているが、女性の人材が不足している分野では、依然として女性委員が4割に満たない審議会等もある。また、市町村の審議会等における女性の参画率は26.3%（平成26年4月1日現在）である。</p> <p>〇県及び市町村の窓口における女性相談件数は6,435件（前年比48件減）、このうちDV関係は1,061件（前年比254件増）で、0.7%減少した。全市町村が女性相談窓口を設置（うちワンストップ体制の窓口設置は14市町村）しており、18市町村で市町村DV対策基本計画を策定済みである。</p>
---	--

## ④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	<p>〇固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は増加しているが、家庭での食事のしたくや片付け、掃除などは依然として妻が担う仕事となっているなど、啓発が浸透しきれていない現状がある。</p> <p>〇県の審議会等の中には女性委員が4割に満たないものもあり、委員構成の見直しや人材情報の充実等により、女性登用にに向けてさらに取り組む必要がある。</p> <p>〇職場において管理的立場の女性が少なく、また、女性が働き続けにくい状況がある。</p> <p>〇女性相談のワンストップ体制が未整備の市町村がある。</p>

## ⑤課題の認識

(1) 平成27年度末の施策目的の達成状況（予測）	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
(2) 施策の目的達成に向けての課題		<p>〇各種施策に取り組んできた結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきたが、一部の人々には依然として固定的な性別役割分担へのこだわりが残っているなど、引き続き男女共同参画に係る理解促進に取り組む必要がある。</p> <p>〇企業等における理解を深め、今後もワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、女性が働き続けやすい職場環境の整備を進める必要がある。</p> <p>〇県の審議会等への女性の参画を進めるとともに、市町村や企業等に対しても、政策・方針等の決定過程における女性の参画が進むよう、働きかけを続けていく必要がある。</p> <p>〇住民に身近な相談窓口である市町村のDV相談体制をより充実させていく必要がある（DV対策基本計画の策定、相談窓口の明示、ワンストップ体制の相談窓口の設置等）。</p> <p>〇DV防止のために、より多くの県民へのDVに対する理解促進と相談窓口の周知が必要である。</p> <p>〇性暴力被害をはじめ、複雑・多様化する相談に適切に対応するため、相談員の専門性や対応技術を向上させる必要がある。</p>

## ⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>〇第2次鳥根県男女共同参画計画に基づく事業を着実に実施することにより、引き続き、あらゆる世代に対する啓発、理解促進に取り組んでいく。</p> <p>〇事業の実施にあたっては、男女共同参画センター（あすてらす）を拠点施設と位置付け、総合的、効果的に事業を展開していく。</p> <p>〇それぞれの地域の実情に合った普及・啓発が進むよう、引き続き市町村や男女共同参画サポーターとの情報共有や意見交換を行うとともに、（公財）しまね女性センターとの連携のもと、市町村への出前講座やサポーター養成講座を継続実施していく。</p> <p>〇企業や団体等において男女共同参画の視点に基づいた自発的な取り組みが進むよう、引き続き会議等においての情報提供に努めるほか、関係団体との協力・連携を深め、啓発講座等への積極的な参加や開催を働きかけていく。</p> <p>〇女性の登用について関係団体等の理解を得たうえで、委員改選期などに併せて委員構成の見直しを行い、審議会等への女性の参画を進めるよう各部署へ働きかけるとともに、各専門分野の人材情報の充実にも努め、活用を呼びかけていく。あわせて、市町村についても、女性の参画が進むよう働きかけていく。</p> <p>〇国における女性の活躍推進の動きも踏まえながら、職場や地域において女性が十分に個性や能力を發揮できる環境づくりを進めていく。</p> <p>〇市町村におけるDV相談窓口・支援体制が充実していくよう、引き続き会議等様々な場面で働きかける。</p> <p>〇「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として、DV防止のため県民への理解促進に向けた啓発活動に引き続き取り組む。</p> <p>〇専門性や相談対応スキル向上のため、県及び市町村の女性相談担当者に対し、専門研修を実施する。</p>
---------------------	---